

令和4年度生活用水設備デジタル化実証事業委託業務プロポーザル審査要領

令和4年度生活用水設備デジタル化実証事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「令和4年度生活用水設備デジタル化実証事業委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査項目と配点は次のとおり。

審査の項目	配点
(1)業務に対する考え方	5点
(2)提案内容 (仕組みの特徴など)	60点
(3)実施体制及びスケジュール	10点
(4)経費見積	25点
合計	100点

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所

令和4年6月22日(水)午前10時から(予定)

場所 オーテピア 4階 集会室 (高知県高知市追手筋2丁目1-1)

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーション(説明)時間は、40分以内とする。
- ② プレゼンテーションの順番及び予定時刻は別途知らせる。

- ③ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑時間を15分程度設ける。
- ④ 模型、材料サンプル、映像を使用する場合は、企画提案書作成要領の別添様式4「審査委員会説明資料届出書」に必要事項を記入し、企画提案書の提出時(6月13日(月)午後5時(必着))に届け出たものに限る。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、プレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計する。
- (4) 集計結果をもとに、審査委員会において、総合得点が60点以上の中から高い順に候補者と次点者を選定する。企画提案の全てが総合得点60点未満の場合は、候補者および次点者を選定しない場合がある。

付則

この要領は令和4年4月15日から施行する。

[別表] 審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
1 業務に対する考え方	(1) 企画提案にあたり、本県の中山間地域の特性を踏まえ、生活用水供給施設の維持管理にかかる課題認識を持って提案しているか	5点
2 企画書(特徴、効果など)	(1) 日常の維持管理の方法(操作手順)は容易か (2) 維持管理にかかる労力は軽減されたものとなっているか (3) 小規模施設向けの設備であるか (4) 製品のメンテナンス時期やその内容などが記載されているか	60点
3 実施体制図及びスケジュール	(1) 十分に実施できる体制になっているか (2) スケジュールは、適当な時期となっているか	10点
4 経費見積	(1) 必要な事業経費が計上されているか (2) 求められる実施内容に適正と認められるか	25点
合計		100点